

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則(人事課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

一 鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正(第一条関係)

1 企画課に係る専決事項とされている事務のうち、旅券の発給、外国人登録等に関する事務を文化国際課に係る専決事項とすることとした。

2 知事の権限に属するものとされた訪問販売等に関する法律に基づく事務を部長専決事項とすることとした。

3 鳥取県砂防指定地等管理規則に基づく知事の権限に属する

事務のうち発電に係る制限行為の許可等に関する事務を部長

専決事項及び課長専決事項とすることとした。

4 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正(第二条関係)

1 鳥取県立果樹野菜技術講習所管理規則に基づく知事の権限に属する事務を果樹野菜技術講習所長に委任することとした。

2 道路の占用の許可及びその内容の変更の許可等の事務を土木事務所長に委任することとした。

3 鳥取県砂防指定地等管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち発電に係る制限行為以外のものの許可等に関する事務を土木事務所長に委任することとした。

4 衛生検査所の立入検査の事務を保健所長に委任することとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、一の3及び二の3は、平成元年七月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十七号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三税務課の項部長専決事項の欄第二号(三)を削り、同項課長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 鳥取県税条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条の規定による徴税吏員等の証券の交付

(二) 第一百六条ただし書の規定による自動車税の課税免除の承認(証紙徴収の方法により徴収される自動車税に係るものに限る。)

(三) 第一百三十五条の四ただし書の規定による自動車取得税の課税免除の承認

別表第三企画課の項中「企画課」を「文化国際課」に改める。

別表第三社会課の項部長専決事項の欄中第十三号の次に次の一号を加える。

十四 訪問販売等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十

五号)第九条の規定により知事の権限に属するものとされた訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条の三の規定による必要な措置をとるべきことの指示

(二) 第五条の四第一項の規定による訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令

(三) 第五条の四第二項の規定による命令をした旨の公表

(四) 第十五条の規定による必要な措置をとるべきことの指示

(五) 第十六条第一項の規定による勧誘を行い、若しくは勧誘者に行わせることを停止し、又は連鎖販売取引の全部若しくは一部を停止すべきことの命令

(六) 第十六条第二項の規定による命令をした旨の公表

(七) 第二十条の二第一項の規定による報告の徴収又は事業所への立入検査

別表第三児童家庭課の項部長専決事項の欄第一号(四)中「五十八条の二」を「第五十九条」に改め、同欄中第五号の次に次の一号を加える。

六 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十三年三月鳥取県条例第十六号)第七条の規定による授業料の減免

別表第三児童家庭課の項課長専決事項の欄第一号(四)中「規定による」の下に「市の」を加え、同欄第五号(二)中「第八条第二項」を「第八条」に改め、同欄第六号中「特別扶養手当法」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に改め、同号(一)中「第六条」を「第五条」に改め、同号(二)中「第十三条」を「第十一条」に改め、同号(三)中「第十四条」を「第十二条」に改め、同号(四)中「第十五条」を「第十三条」に改め、同号(五)

中「第十六条」の下に「において準用する児童扶養手当法第八条」を加え、「決定」を「改定」に改め、同号(六)を削り、同号(七)中「第二十七条」を「第十六条において準用する児童扶養手当法第三十一条」に改め、同号(七)を(六)とし、(六)の次に次のように加える。

(七) 第三十六条第一項の規定による書類等の提出及び質問(特別児童扶養手当に係るものに限る。以下この号の(八)及び(九)において同じ。)

(八) 第三十六条第二項の規定による診断を受けるべきことの命令及び障害の状態の診断

(九) 第三十七条の規定による必要な資料の閲覧及び資料の提供並びに必要な事項の報告の要求

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第十二号(二)中「又は立入検査」を削る。

別表第三自然保護課の項部長専決事項の欄第一号(四)中「許可」の下に「(仮工作物の新築等に係るものを除く。以下自然保護課の項部長専決事項の欄第三号(一)において同じ。)」を加え、同欄第二号中「事務」の下に「(仮工作物の新築等に係るものを除く。)」を加え、同項課長専決事項の欄第一号(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)の前に次のように加える。

(一) 第十七条第三項の規定による国定公園の特別地域内における工作物の新築等の許可(自然保護課の項部長専決事項の欄第一号(四)に掲げるものに係るものを除く。以下自然保護課の項課長専決事項の欄第三号(一)において同じ。)

別表第三自然保護課の項課長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 自然公園法施行令第二十五条の規定により知事の権限に属するものとされた自然公園法に基づく事務のうち工作物の新築等に係る事務(自然保護課の項部長専決事項の欄第二号に掲げるものに係るものを除く。)

別表第三自然保護課の項課長専決事項の欄中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 鳥取県立自然公園条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第三項の規定による県立自然公園の特別地域内における工作物の新築等の許可

(二) 第十条第一項の規定による立入検査又は風景に及ぼす影響の調査の実施

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第八号の二(六)を削り、(七)を(六)とし、(六)から(七)までを一ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄第六号の二を次のように改める。

六の二 鳥取県中小企業高度化資金貸付規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十三条第二項の規定による完了検査の実施

(二) 第二十条第二項の規定による貸付対象事業についての報告の要求、検査又は必要な指示

別表第三企業立地課の項部長専決事項の欄第一号を次のように改める。
一 鳥取県工場設置促進条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第四号)第七条の規定による奨励金の交付の中止又は既に交付した奨励金の

返還の命令

別表第三企業立地課の項部長専決事項の欄第二号(三)を削り、同項課長専決事項の欄を次のように改める。

一 鳥取県工場設置促進条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二条の規定による奨励金の交付
- (二) 第五条の規定による奨励金交付申請書の受理
- (三) 第六条第二項の規定による奨励金の交付を受ける資格を有する者及び奨励金の交付を受けている者について相続又は合併があつた旨の届出の受理

二 工場立地法施行令第五条の規定により知事の権限に属するものとされた工場立地法第十一条第二項又は第三項の規定による期間の短縮

別表第三労政訓練課の項部長専決事項の欄第四号を次のように改める。

四 職業能力開発促進法施行令(昭和四十四年政令第二百五十八号)第六条の規定により知事の権限に属するものとされた職業能力開発促進法第二十九条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し

別表第三労政訓練課の項部長専決事項の欄第五号中「技能向上訓練課程及び職業転換訓練課程の」を「向上訓練その他の職業訓練で臨時で行うものの訓練課程及び」に改め、同欄第六号を削り、同項課長専決事項の欄第四号を次のように改める。

四 職業能力開発促進法施行令第二条及び第六条の規定により知事の権限に属するものとされた職業能力開発促進法に基づく事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十八条の規定による職業訓練指導員の免許

(二) 第三十条第一項の規定による職業訓練指導員試験の実施

(三) 第三十条第五項の規定による実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除

(四) 第六十四条第二項の規定による技能検定試験の実施

(五) 第六十五条の規定による合格証書の交付

別表第三労政訓練課の項課長専決事項の欄中第五号の次に次の一号を加える。

六 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第十三条第二号の規定による求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金の支給

別表第三農地経済課の項部長専決事項の欄第一号の四中(三)を削り、同号四中「農業共済団体」を「農業共済団体(農業共済組合連合会を除く。以下農地経済課の項において同じ。)」に改め、同号中(四)を(三)とし、(四)から(五)までを(二)を削り、(三)を(四)とし、(四)から(五)までを二ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄第一号中(四)を(三)とし、(四)を(六)とし、(五)を(四)とし、(六)の前に次のように加える。

(四) 第八十五条の十第一項の規定による共済事業の実施に関する条例の変更の認可

別表第三農地経済課の項課長専決事項の欄第一号中(二)を(三)とし、(一)の次に次のように加える。

(二) 第四十三条第二項の規定による農業共済団体の定款の変更の認可

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第十二号を削る。

別表第三管理課の項部長専決事項の欄中第十号の次に次の一号を加える

る。

十一 土木工事の設計単価及び歩掛の決定

別表第三道路課の項部長専決事項の欄第一号(七)を削り、同号(八)「日本国有鉄道」を「日本鉄道建設公団又は鉄道事業者」に改め、同号中(八)を(七)とし、(九)から(四)までを一ずつ繰り上げ、同項課長専決事項の欄第一号中(六)を次のように改め、(七)を削り、(八)を(七)とし、(九)から(四)までを一ずつ繰り上げる。

(六) 第二十四条の規定による道路管理者以外の者が行う道路に関する工事の設計及び実施計画の承認(地方機関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第十九号(一)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第一号中(四)を(三)とし、(六)から(四)までを一ずつ繰り下げ、(五)の次に次のように加える。

(六) 第十六条の二第一項の規定による河川工事又は河川の維持についての市町村長との協議

別表第三河川課の項部長専決事項の欄第六号を削り、同欄第七号中「第八号、第十三号及び第十四号」を「第七号、第十二号及び第十三号」に改め、同欄中同号を第六号とし、第八号から第十四号までを一ずつ繰り上げる。

別表第三砂防利水課の項部長専決事項の欄第一号(七)を次のように改める。

(七) 第二十九条の規定による制限行為等の許可の取消し等(地方機関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十号の六(一)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)

別表第三砂防利水課の項部長専決事項の欄中第一号の次に次の一号を加える。

一の二 鳥取県砂防指定地等管理規則(平成元年四月鳥取県規則第二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による制限行為の許可のうち発電に係るもの

(二) 第五条第一項の規定による砂防設備等の占用の許可(地方機関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十号の七(二)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)

(三) 第八条第一項の規定による許可に係る事項の変更の許可のうちこの号の(一)又は(二)に係るもの

(四) 第十一条第二項の規定による採取料等の減免(地方機関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十号の七(八)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。)

(五) 第十七条第一項及び第二項の規定による補償金額及び負担者の決定

別表第三砂防利水課の項課長専決事項の欄第二号(四)を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 鳥取県砂防指定地等管理規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による制限行為の許可のうち一万立方メートル以上の土石(砂れきを含む。)の採取に係るもの

(二) 第八条第一項の規定による許可に係る事項の変更の許可のうちこの号の(一)に係るもの

(三) 第九条第四項の規定による第四条第一項の許可を受けたものとみなす期間を定めた旨等の通知（地方機関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十号の七(六)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）

(四) 第十条の規定による国等が行う制限行為等についての協議（地方機関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十号の七(七)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）

(五) 第十五条第三項の規定による制限行為等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理（地方機関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十号の七(八)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）

(六) 第十六条第一項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認（地方機関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十号の七(九)の規定により土木事務所長に委任された事務を除く。）

（鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正）

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二保育専門学院長の項第二号を次のように改める。

二 鳥取県立保育専門学院学則（昭和五十三年三月鳥取県規則第十六号）に基づく知事の権限に属する事務

別表第二保健所長の項に次の一号を加える。

六十七 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の五の規定による衛生検査所の立入検査

別表第二果樹技術講習所長の項を次のように改める。

果樹
技術
講習
所長
野菜
講習
所長
可

一 鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十三年三月鳥取県条例第十八号）第三条の規定による利用の許可

二 鳥取県立果樹野菜技術講習所管理規則（昭和五十年四月鳥取県規則第二十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第三条の規定による各講習課程における収容定員の決定
- (二) 第五条の規定による臨時の休業日の決定及び休業日に講習する旨の決定
- (三) 第六条の規定による講習科目及び講習時間数の決定
- (四) 第七条の規定による入所資格の認定
- (五) 第八条の規定による入所願書に添付する書類の決定
- (六) 第九条第二項の規定による入所者の選抜に関し必要な事項の決定

- (七) 第十二条の規定による通所の許可
- (八) 第十四条の規定による休所及び退所の許可
- (九) 第十五条の規定によるほう賞の実施及び講習生に対する退所の命令

(十) 第十六条の規定による修了証書の授与

(十一) 第十七条の規定による短期講習の実施の決定並びに短期講習に関し必要な事項の決定

別表第二野菜技術講習所長の項を削る。

別表第二家畜保健衛生所長の項中第九号を削り、第十号を第九号とす

る。

別表第二土木事務所長の項第一号中「並びに賀祥ダム建設事業」を削り、同項第八号中「契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の」を削り、同項第十九号(二)及び(三)を次のように改める。

(二) 第三十二条第一項及び第三項の規定による道路の占用の許可及びその内容の変更の許可

(三) 第三十二条第五項の規定による道路の占用の許可についての警察署長との協議

別表第二土木事務所長の項第三十号の六を次のように改める。

三十の六 砂防法(明治三十年法律第二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二十九条の規定による制限行為等の許可の取消し等のうち次号(一)又は(二)に係るもの

(二) 第三十条の規定による違反事実の更正等の命令

別表第二土木事務所長の項第三十号の六の次に次の一号を加える。

三十の七 鳥取県砂防指定地等管理規則(平成元年四月鳥取県規則第二十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第四条第一項の規定による制限行為の許可(発電に係る制限行為及び一万立方メートル以上の土石(砂れきを含む。))の採取の許可を除く。)

(二) 第五条第一項の規定による砂防設備等の占用の許可(発電に係る占用の許可を除く。)

(三) 第七条第一項ただし書の規定による許可期間の更新

四 第八条第一項の規定による許可に係る事項の変更の許可のうち

この号の(一)又は(二)に係るもの

(四) 第九条第二項の規定による現に制限行為をしている者からの届出の受理

(六) 第九条第四項の規定による第四条第一項の許可(発電に係る制限行為及び一万立方メートル以上の土石(砂れきを含む。))の採取の許可を除く。)を受けたものとみなす期間を定めた旨等の通知

(七) 第十条の規定による国等が行う制限行為についての協議のうちこの号の(一)又は(二)に係るもの

(八) 第十一条第二項の規定による採取料等の減免のうちこの号の(一)又は(二)に係るもの

(九) 第十四条の規定による制限行為等の着手、制限行為等の終了等及び住所等の変更の届出の受理

(三) 第十五条第三項の規定による制限行為等の許可に基づく地位を承継した者からの届出の受理のうちこの号の(一)又は(二)に係るもの

(二) 第十六条第一項の規定による制限行為等の許可に基づく権利の譲渡の承認のうちこの号の(一)又は(二)に係るもの

(三) 第十八条の規定による砂防指定地等の管理上必要な報告の徴収

別表第二鳥取空港建設事務所長の項第七号の二及び鳥取港湾事務所長の項第七号の二中「契約の対象となる部分の金額が五百万円未満の」を削る。

別表第二賀祥ダム建設事務所長の項を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中鳥取県本庁事務

決裁規則別表第三砂防利水課の項の改正規定並びに第二条中鳥取県地方機
関等事務決裁規則別表第二土木事務所長の項第三十号の六の改正規定及び
同項第三十号の六の次に一号を加える改正規定は、平成元年七月一日から
施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】